

者の総収入が月620マルク(約62,000円)を超えない場合である。この収入限度額は家族1人につき185マルク(約18,500円)引き上げられる。もちろん、配偶者の収入も合算される。また、収入がこの限度額を超える場合でも、被保険者またはその家族が特別の負担(たとえば看護費や施設入所費)を負っている場合には免除される。

法律では3つのグループを患者負担の一般免除者としている。すなわち、それらは(1)児童、(2)妊娠中および産後の被保険者、(3)戦争障害者である。これまで患者負担を免除されてきた年金受給者、重度障害者および傷病手当・経過手当の受給者は一般的に免除されない。

このように薬剤等の患者負担ができるだけ広い範囲の者に課し、患者負担の免除の範囲をせばめ、かつ実質的な患者負担の引上げをしたことによってどれほどの効果があるかはまだ明らかでないが、薬剤費等の抑制の一環としてなんらかの効果があるとみられている。しかし、通常の薬剤費の一部負担は一処方当たり2~3マルク(約200~300円)であるので、従来の負担額とあまり違わない。ただ最高額が従来のように定められていないので心理的効果があるかもしれない。いずれにしても、疾病保険費用抑制法が疾病保険の費用にどのような効果をもたらすかは、早くとも1978年末にならないと明らかにならないであろう。

### 3. 病院財政安定法の改正と入院費の抑制

疾病保険費用抑制法では1972年に制定された「病院財政安定法」をできるだけ早い機会に改正することが定められているが、それをうけて現在改正法が国会に提出されている。同法で改正の必要がうたわれたのは、連邦補助金が大幅に病院建設に導入され、病院の増設や近代化が進んでいるが、反面設備費や人件費のアップ、経営の緩慢などにより経営コストが上昇し、これが入院費増大につながっているため、病院財政安定法を手直しし、経済的効果的な病院サービスをするようにしたいとの意図からである。病院財政安定法の改正法案の要

点は、(1)病院経営者と疾病金庫はこれまでよりももっと計画に関与すべきである、(2)入院療養費の額は、病院経営者と疾病金庫との間で原価計算に基づき、病院のサービス供給力と経済性についての一般的基準を考慮してきめるべきである。そしてそれについて州の同意を必要とする、(3)関係者の自主管理の強化の観点から、各種の疾病金庫連合会とドイツ病院協会は、病院の経済性とサービス供給力についての一般的基準、とくに人件費および物件費についての基準値を策定する任務を負う、(4)医療保障制度審議会は、入院給付についての疾病保険の支出に関しても勧告を行う義務を負う、というものである。この法案は、連邦、州・市町村および社会保険の保険者に直接影響(財政的効果)はないが、長期的視野に立って将来費用増大の抑制に役立つとみられている。

Bundesarbeitsblatt Juni 1978

(石本忠義 健保連)

## 児童のいる家庭に対する 所得維持制度の改革

(イスラエル)

イスラエルでは、これまで、所得維持の5つの領域—①税制の児童扶養控除、②国民保険の児童手当、③公的扶助、④低賃金補助金、⑤最低賃金制度—において、公的な施策が行なわれてきた。これらの領域のそれぞれにおいて、児童のいる低所得家庭の所得を維持し、補足することが試みられた。しかしながら、実際には、これらの家庭の所得を補足するという目的と各種の施策の実際の効果との間に大幅なかい離が生じてきた。政策の調整が欠けているために、しばしば制度の重複および効果の相殺が生じた。

1974年12月、大蔵省は専門家よりなる委員会を任命し、所得維持制度について

ての諸問題を評価し、とくに税制と社会保障制度との関連について検討を行なうことをもとめた。1975年3月末、税制改革委員会は広範な改革を含む提案を出した。主たる提案の1つは、児童手当と児童扶養控除の統合であった。この提案はその後の検討を経て、1975年7月1日に実施された。

### 背景

イスラエルでは、1959年以来、児童手当制度が実施されていたが、制度は3部門に分かれていた。すなわち、

- (a) 被用者の第1子および第2子に支給される被用者児童手当
- (b) 児童が3人以上いるすべての家庭に支給される多子家族手当
- (c) 現在兵役についているもの、またはかつて兵役についていたもので、児童が3人以上いる家庭に支給される兵役手当

これら3部門の手当は、その財源調達方法および課税方法を異にしていた。被用者児童手当は、使用者より定額が支給され、それは賃金の一部とみなされ、課税された。多子家族手当は、社会保障制度のもとで（国民保険公社より）支給された。自営業者および国民保険に加入の失業者も受給資格があった。この手当は非課税であり、被用者児童手当よりもかなり給付額は高かった。兵役手当は国庫負担によるものであり、非課税であった。

他方、所得を得ているものは児童扶養控除をうけることができた。しかし、累進課税方式のもとでは、所得が高ければ高いほど控除の価値は大きい。その反面、課税水準以下の所得の家庭は扶養控除制度の利益は全く受けられない。結局、この制度は貧困者よりも富裕者を援助することになる。イスラエルの所得維持制度はもっとも経済的に不利なグループの貧困の原因を除去することをねらいとしてきたが、トランプ・システム全体として、主として税の控除に関して不平等が広まり、問題とされるようになってきた。

1974年に、急速なインフレに伴うイスラエル・ポンドの平価切り下げのため、低所得層を補償する措置がとられた。最低保証所得および公的扶助保障基準が最低賃金および課税最低限に対して引上げられた。その結果、公的扶助の給付

は課税最低限をこえた。さらに多くの家庭にとって、最低賃金よりも課税最低限の方が低くなかった。したがって、被用者世帯の10%—行政的に決められた最低生活水準以下であり、それゆえ扶助をうける資格のある家庭—は、給付額に対しても所得税を納付する義務が生じた。この状態は“poverty trap”といわれている。

1975年の改革は、(1)課税最低限を引上げること、(2)公的扶助保障基準を引下げる、(3)最低賃金を引上げることによって、このようなtrapにおちる家庭の数を大幅に減少させた。改革の結果を児童が2人いる家庭についてみると

表1 イスラエルポンドによる給付の月額(児童が2人いる世帯)

制度のタイプ	改革前	改革後
課税最低限	984	1200
公的扶助保障基準	1492	1200
最低賃金	787	1010

表1のようになる。児童のいる家庭で公的扶助の給付を必要とする世帯の割合は10%から4%に下った。この4%の世帯のほとんどはパートタイム労働者であると推定されている。

### 改革後

1975年の改革により、各種の児童手当と児童扶養控除が児童手当制度一本に統合された。児童のいるすべての家庭に対して、所得に関係なく、第1子から各児童に“credit point”を決め、児童手当を支給することになった。新しい児童手当制度は非課税であり、二重の機能をもつ。すなわち、課税最低限以下の所得のある家庭にとっては、手当は一種の“負の所得税”となる。課税最低限よりも高い所得のある家庭にとっては、手当は税額控除と考えられる。

新しい児童手当は、国民保険と所得税法両者を合併することにより、また一

般租税收入から50%, 国民保険拠出から50%という合同の財源調達方法により運営される。制度の管理は国民保険公社が行ない、家庭へ直接現金を支給する。

児童手当は第1子から各児童に“credit point”を決めるという方法で計算される。“credit point”法は各家庭に児童手当額を割り当てるための一つの簡単でエレガントな方法である。第1子と第2子にはそれぞれ1.00点、第3子以降にはそれぞれ1.25点、兵役についているものにはさらに追加点が与えられた。(1975年には1点月額100イスラエルポンドと決められた)。credit pointは消費者物価指数に連結され、CPIの変化とともに調整されることになった。

新しい制度は、すべてのもの——被用者、自営業者および福祉給付受給者——に均一に適用され、はじめてユニバーサルな制度が実施されることになった。改革以来、低所得者も高所得者も同額の児童手当を受給できるようになり、低所得者の地位は高所得者のそれに比して著しく改善された。

表2は3制度の児童手当額を1975年の改革前と後について比較したものである。家族手当の総額は家族規模および平均収入に対する割合により示されている。合計欄が示しているように、改革はすべての家庭に対する手当を改善した。平均所得で、児童が2人いる家庭は所得の8%(以前は7%)に相当する手当を受給できる。児童が4人いる家庭は所得の19%(以前は17%)の手当を受けられる。

これら給付改善の他に、制度の管理が単純化されたため、行政効率の増大、費用の縮小および支給プロセスの迅速化等、管理面でも改善がなされた。

ところで、制度改革のときに、成人1人に対する貧困線は月380ドルと推定されていた。研究の示すところによると、貧困線で、子どもが3人以上いる家庭では、子どもそれが成人の必要額の約二分一、すなわち190ドルの所得補足を必要としている。

これを基礎にすると、第3子以降の児童に対する新しい手当額200~250ドル(兵役手当を含む)は最低生活水準を確保するに妥当な額である。改革前の

表2 イスラエルにおける児童のいる家庭に対する所得維持制度  
1975年改革前後の比較

児童手当制度の タイプと児童数	改革前の児童手当				改革後の児童手当			
	給付月額 児童 1人当たり	イスラエル ポンド	平均収入の 割合 ① %	credit points ②	給付月額 児童 1人当たり	イスラエル ポンド	平均収入 の割合 ③ %	
	合 計				合 計			
小 家 族								
1	67	67	3	1.00	100	100	4	
2	67	134	7	1.00	100	200	8	
大 家 族								
3	93	227	11	1.25	125	325	14	
4	114	341	17	1.25	125	450	19	
5	117	458	23	1.25	125	575	24	
6	114	572	29	1.25	125	700	30	
7 ④	107	679	34	1.25	125	825	35	
兵役サービス								
3	25	252	13	0.75	75	400	17	
4	75	441	22	1.00	100	625	27	
5	50	608	30	1.00	100	850	36	
6	50	772	39	1.25	125	1100	47	
7 ④	50	929	46	1.25	125	1350	57	
児童扶養控除	0~90 <sup>⑤</sup>	...	...	...	...	...	...	...

注 ① 1975年4月~6月(改革前)における平均収入は月額2000イスラエルポンド。

② 手当額はPointsで決められ、消費者物価指数に連結される。改革時には1.00点は100イスラエルポンドに等しい。

③ 1975年10月~12月(改革後)における平均収入は月額2354イスラエルポンド。

④ 第7子以降の児童については、第7子と同額で増える。

⑤ 所得水準による。

公的扶助の手当額、月 160 ~ 180 ドルと比較しても有利になっている。ただ、第 1 子と第 2 子それぞれに対する手当（1人当たり月 100 ドル）はミニマム・ニードの水準以下である。したがって、低所得家庭は平均賃金の 5 % に等しい補足（資力調査を伴う）の受給資格があり、最低生活水準を確保できるようになっている。

最後に、イスラエルの児童手当をカナダ、西ドイツおよびスウェーデンのそれと比較すると、表 3 のようになる。家族規模は子どもが 3 人および 5 人のばかりについて考える。この表は、各国の平均的な稼得者が年間の児童手当に等しい額を稼得するためには何週間かかるかを示したものである。

ただし、児童手当のみを比較するのは十分ではなく、同時に税制の児童扶養

控除を考慮に入れる必要がある。カナダと西ドイツでは児童扶養控除の制度が存在するので、表 3 の数字は約 2 倍に考えてもよいであろう。いずれにせよ、これらの国を総合的に比較すると、イスラエルにおける家族のための新しい制度は、社会保障の進んだ他の国々の制度と同様にゆたかなものであることを示している。

*Israel's Program Revision for Families with Children,  
Social Security Bulletin, July, 1978. pp. 30 - 33.*

（都村敦子　社会保障研究所）

表 3 平均的稼得者の週給数でみた児童手当年間給付額の比較

国および児童数	平均週給の週数	課税か非課税か	税制の児童扶養控除
イスラエル①			
3	10.4	非課税	なし
5	22.1	非課税	なし
カナダ			
3	3.5	非課税	あり
5	6.0	非課税	あり
西ドイツ			
3	7.0	非課税	あり②
5	14.5	非課税	あり②
スウェーデン			
3	7.0	非課税	なし
5	11.5	非課税	なし

注 ① 1975 年の改革後。兵役手当を含む。

② 1975 年 1 月 1 日より、児童扶養控除は廃止され、児童手当に統合された。

